

宮古島市介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成金交付要綱

令和 5 年 1 月 20 日

告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している宮古島市内の介護保険施設又は障害者福祉施設(以下これらを「施設」という。)を運営する事業者に対し、予算の範囲内で宮古島市介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 支援金の交付の対象は、令和 4 年 10 月 1 日時点において、宮古島市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険施設にあっては、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条に規定する介護サービス等を提供している事業者のうち、宮古島市が指定する事業所を運営する事業者
- (2) 障害者福祉施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供している事業所を運営する事業者で宮古島市が指定する事業者及び宮古島市地域生活支援事業の受託事業者

2 前項に該当する者にあつては、申請時に国、県及び本市が実施する他の原油価格・物価高騰等に伴う支援助成金等の給付を受けていない者

(交付対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、業務に使用する車両の燃料費及び施設の電気・ガス料金に係る経費で、令和 3 年度分(令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月分まで)と、令和 4 年度分(令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月分まで)を比較し、増加した分を交付対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は除くものとする。

(助成金の算定方法)

第4条 助成金の額は、別表に定める上限額と交付対象経費を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年度予算に限り適用する。